

いんなみのりこの 小さな声と共に



NPO 法人 芭蕉の散歩道「ふれあいパトロール隊」賛助会員・隊員
安全協会大田原市部理事
大田原市議会民生常任委員会委員

ごあいさつ

梅雨明け以降、長雨続きの夏とは思えない天候に悩まされ、また国内政治に目を向ければ、官僚や国会議員の失言・失態の報道が毎日繰り返され、世界情勢に耳を傾ければ、北朝鮮の動向が危惧される、そんな天気も心も晴れない夏が過ぎようとしています。

秋を迎えて、農作物の収穫がこの悪天候でどのようになるのかも心配されます。おそらく、減収による値上がりは避けられない事になると予想され、そうなるの家計に大きな影響を与えてしまう事になるでしょう。雨による災害の発生にも注意して行かなければなりません。

市議会議員として、市民の生活の安心・安全・安定の為に何をすべきか、真剣に考えて最大限の努力をしなければならぬと、深く感じているところでございます。

市政では、6月12日から22日迄の11日間を会期に議会定例会が開かれました。主な議案の中で、今まで公選制で選ばれていた農業委員が廃止され、市長による任命制に変わり、任期満了をもって新たに17名が任命される事になりました。

また、国の地方創生交付金を活用しての「矢板那須広域サイクルツーリズム事業」、これについては、以前に私が一般質問した、広域での観光推進の取り組みを進めその調査・準備・連携を図っていく必要性が、現実化し実際に事業として行われてきていると感じています。

6月26日から29日の4日間は、「第2回議会報告会」が開催されました。私は第1日目の野崎地区公民館で、民生常任委員会のプレゼンテーションを担当させて頂きましたが、特に印象的だったのは、3日目の「須賀川出

張所」で書記を担当して頂いた多くの切実なご意見でした。特に少子高齢化が進む地域での医療体制や公共交通機関の整備など、その地域に必要とされる政策の早急な整備の必要性を強く感じ、その後の委員会で意見をさせて頂きました。

7月には「新庁舎起工式」が厳かに行われて、これから約2年に渡る新庁舎建設工事の安全を祈願いたしました。まだしばらくの間、みなさまにはご不便をおかけする事となりますが、工事に伴う危険箇所には充分にご注意頂き、ご利用して頂けますようお願い致します。

いんなみのりこは、間もなく議員として2年を迎えようとしておりますが、市民の生活向上・安心安全の為に、そして何よりも「小さな声を市政へ」お届けする為に、やるべき課題に全力で取り組み、伝える事はおもねる事なく、はっきりと意見を伝えていきたいと思っております。

市議会議員 いんなみのりこ の道標となるのは、みなさまのご意見ただ1つでございます。どうぞ今後とも、厳しくご指導、あたたかいご協力を心よりお願い致します。

最後になりましたが、お忙しい中、本日の報告会にご参加下さり、この会報に目を通してくださったみなさま、日頃私の活動をご理解ご支援してくださっているみなさま。溢れる感謝の思いを込めて、ありがとうございました。

印南典子



6月

- 6月 9日 子供食堂 調理ボランティア
- 10日 那須塩原市稲村公民館 甲状腺エコー検査
視察
- 12-22日 6月議会定例会
- 15日 いんなみのりこ 一般質問登壇
- 16日 所属会派「一誠会」会議
- 19日 民生常任委員会
- 22日 議会全員協議会
- 23日 「芭蕉の散歩道ふれあいパトロール隊」
防犯パトロールボランティア
こども食堂 調理ボランティア
- 25日 大田原市消防団操法競技会 来賓参加
荒町子供囃子「山の手朝市ライブ」参加
- 26-29日 大田原市議会議会報告会
- 26日 野崎地区公民館にてプレゼンター担当
- 28日 須賀川地区公民館にて、記録係担当
- 29日 安全協会大田原支部理事会
- 30日 インターネットTV「夜ふかしノート」出演

8月

- 8月 4日 与一祭りオープニングセレモニー&流し踊り
参加
- 6日 ハーモニーホールコンサート
「音楽と美術と光の共演」実行委員協力
- 10日 議会全員協議会
認知症サポーター養成講座受講
- 16日 那須お笑いクラブ 那須野芸人祭りライブ
荒町子供囃子参加
- 21,22日 一般質問通告
- 18日 こども食堂調理ボランティア
- 20日 荒町観音堂夏季大祭 子供囃子ライブ参加
- 23日 一般質問ヒアリング
- 24日 那須地区議員研修会
- 25日 こども食堂調理ボランティア
インターネットTV「夜ふかしノート」出演
- 26日 第7回 いんなみのりこ 市政活動報告会
- 27日 総合防災訓練
- 28日 臨時議会全員協議会
- 31日 交通安全協会役員研修

7月

- 7月 1日 大田原市青少年健全育成市民大会 参加
- 7日 大田原小学校
小中一貫教育に関わる授業の公開視察
- 8日 ハーモニーホール8月6日コンサート会議
- 11日 ファシリテーター研究会
- 12日 7月議会全員協議会
- 14日 栃木県市議会議長会及び事務局職員研修会
- 21日 東地区公民館にて市政懇談会
- 27日 安全協会 業務
- 28日 大田原市新庁舎建設工事起工式
- 29日 芸術文化研究所
第1回アーティスト・イン・レジデンス大田原
2017 オープニングパーティー

☆ 9月の活動予定 ☆

9月議会定例会

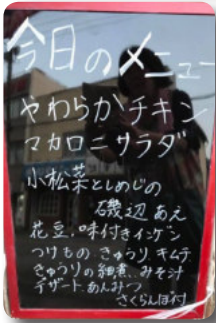
9月4日(月)～19日(火)



■ 活動記録 アルバム ■



夢が叶います
ように...



やまのてこども食堂 調理ボランティア



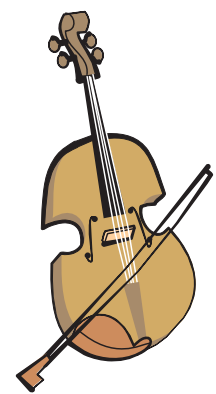
芸術文化研究所 第1回アーティスト・
イン・レジデンス大田原2017
オープニングパーティー



甲状腺エコー検査視察



「音楽と美術と光の共演」実行委員協力





① 本市における中学校の部活動について

現在は、梅雨本番の季節を迎えておりますが、ほんの少し前までは春の行事が市内各地で行われていました。一昔前までは運動会と言えば秋の行事が一般的でしたが、最近では春に行われる学校も少なくありません。本市においても市内の多くの学校で運動会が開催され、生徒、児童のすばらしい演技に感動を覚え、また子供の成長した姿に感無量の喜びの涙を流した保護者の方もたくさんおられたことと思います。また、学校部活動においても春から夏にかけて春季大会、総合体育大会などが開催され、生徒たちは今までの練習の成果を発揮しようとこれまで以上に練習に励んでいることでしょう。特に中学3年生は、中学校3年間の部活動の集大成のときを迎え、全力で練習、大会に臨んでいることと思います。また、顧問の先生も生徒と一緒に熱心に指導に励まれ、大変忙しい日々を送られていることと、先生方の生徒に対する深い思いに感謝の気持ちでいっぱいになります。現場の先生方にありがとうございますとこの場をおかりして感謝の言葉をお伝えしたいと思います。

そんな折、去る5月28日に文部科学省、以下文科省と呼びます、から大変深刻な調査結果が数値で公表されました。その内容は、2016年公立の小中学校教員の勤務実態調査速報値で、特に中学校教諭の約6割が週60時間以上勤務しており、国が示す過労死ライン、週20時間以上、月80時間を超える残業を余儀なくされているというものです。2006年の前回の調査と比べ、この10年間で週当たりの残業時間は5時間12分増加しているというものでした。このことは、連日各社の新聞やその他のメディアでも報道されており、多くの国民また本市の市民もご心配、ご心痛のことと思います。この過労死ラインを超える勤務実態の主な要因は、部活動及び授業の増加が考えられ、特に部活動においては中学校教諭が部活動にかかわる時間は1日2時間10分で、10年前の10倍近くになっております。また、これは平均値なので、春から夏にかけて各種大会がめじろ押しちょうど今の時期ですが、朝6時から夕方5時、6時まで大会引率を毎週末行っている部活動も少なくないと、私自身の息子も現在本市の中学校3年生なので、肌で実感しております。文科省もスクールカウンセラーなどの外部人材を増員して、チーム、学校、整備を進めましたが、

教員の多忙化に歯どめがかからないとしています。

そこで、このような実態に鑑み、文科省は本年3月14日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令を公布し、本年4月1日を施行とし、小中学校及び特別支援学校の部活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員、現在本市では外部指導者と呼んでいるそうですが、その名称及び職務等を明らかにしました。本市でもこの改正に伴い、現在導入されている外部指導者を今後どのような方針で働いてもらい、また文科省が規定した部活動指導員についてはどのような方向で導入するのか、もしくはしないのか、導入する場合にはどのような方法で導入するのか、また導入しない場合はその理由を踏まえてお伺いいたします。

(1)、本市の中学校教員の勤務実態(勤務時間)について現状をお伺いします。

(2)、本市の中学校部活動における外部指導者の導入状況についてお伺いします。

(3)、学校教育法施行規則改正に伴い、今後の本市の中学校部活動に対する方針について伺います。

部活動を行う中で起きてはならないけれども、どうしても起きてしまうのが事故やけがです。これは、どんなに気をつけて注意をして指導に当たっても絶対に起きないとは言えないことです。なぜなら、絶対に事故、けがを起こさない目標を掲げることと、現実に起きてしまうこととは別問題だからで、本当に100%起こさないのであれば、部活動を廃止してしまうしかないということになってしまいます。もちろんそんなことは多くの市民の望むことではないですし、部活動を楽しみに活動している生徒、また熱心に指導していただいている多くの先生の望むことでもないと思います。そんな状況の中で本市において、昨年8月7日に市内中学校の柔道部の夏休みの練習中に1年生男子が頭部に受けた激しい衝撃の結果、一時意識不明の重体が続く重篤な事故が起きてしまいました。現在は回復に向かっておりますが、今現在も完治とまでは至らない状態で、一時は担当医から、お母さん、覚悟をしてもらうことになるかもしれませんと告げられるほどの命の危機にかかわるような重篤な状態でした。ここ数年、全国各地で部活動、特に柔道部活動での命にかかわる、もしくは最悪の事態に至ってしまう事故が多発しているのが現状と言えます。

また、文科省は昨年3月31日付けで平成26年度からの調査研究の結果を取りまとめ、学校事故に対応する指針を公表しました。これは、全40ページに及ぶもので、内容は事故発生の未然防止に始まり、事故発生後の取り組み、基本調査の実施、詳細調査の実施、報告書の取りまとめ、再発防止策の策定と実施と学校設置者の行うべき必要事項が書かれております。本市の重篤事故の場合も保護者の要望により、事故発生から1カ月以上経過した後条例を定め、大田原市柔道事故調査委員会を設置し、事故原因等の調査を行い6月中に報告がなされることになっております。この調査結果につきましては、報告を受けた後に精査し、改めて質問する機会もあると思いますが、今の段階で私が最も重く感じていることはこの指針の12ページに明記してある、学校は速やかに基本調査に着手し、原則3日以内を目標に実施するとあります。その結果、必要と判断した場合は詳細調査を行うということが本市の事故において機能していなかったのではないかとことです。このことはとても重大なことで、既に定年退職した警察官の方にお聞きしたところ、初動捜査は捜査の命だとおっしゃってました。時間の経過とともに物証は失われ、人の記憶も曖昧になっていくからです。そう考えると、今回の本市の場合ももっと早い時期に調査委員会を設置するようにならなければならなかったのではないかと思います。また、その要因がこのような重篤な事故が起きた場合のマニュアルや規則、もしくは条例が定められていなかったことに起因するのであれば、今後事故等の対応をこの文科省の指針や今回の調査を踏まえて明文化する必要があると深く感じているところでございます。

それでは、質問(4)、中学校部活動中で事故等が起きた場合の本市の対応についての現状と今後の対応方針について伺いたします。よろしくお願いたします。

◆植竹福二 教育長◆

質問事項の1、本市における中学校の部活動についてのうち、(1)、本市の中学校教員の勤務実態(勤務時間)について現状を伺いたいとのご質問にお答えいたします。栃木県教職員協議会が平成28年7月に実施した調査によりますと、平日の時間外勤務が4時間以上と回答した県内の中学校教師の割合は28.9%であり、3時間から4時間と回答した割合を含めると57.1%に達し、中学校教師の約6割が3時間以上の時間外勤務をしております。また、休日出勤を7日以上している中学校教師の割合は27.7%となっております。その要因は、多くの教職員が部活動や通常勤務にできなかった業務を行っていることであると考えられます。

次に、(2)、本市の中学校部活動における外部指導者の導入状況について伺いたいとのご質問にお答えいたします。昨年度の実績として、本市では県の事業である運動部活動補助派遣事業において2校4名、本市の事業であるスクールアシストプランのうち、部活動において9校28名と、合計32名の指導協力をいただいております。このように全ての中学校において外部指導者の協力をいただきながら、顧問教師が地域の方々と連携を図り、取り組んでいるところでございます。

次に、(3)、学校教育法施行規則改正に伴い、今後の本市の中学校部活動に対する方針について伺いたいとのご質問にお答えいたします。今回の学校教育法施行規則改正では、部活動指導員についてその職務を明らかにし、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようになっております。その中で部活動指導員を配置する場合、顧問となることができること、大会等の引率が可能であることといったことが明記されましたが、これらの職務を教師が行うことを妨げるものではないとも記されております。現在本市中学校の部活動は、各学校の教師が顧問を務め指導に当たっております。学習指導要領にも部活動はスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など学校教員が目指す資質、能力の育成に資するものであると記されており、学校教育上、部活動が持つ意義は非常に大きいものと認識をしております。本市といたしましては、県や市の事業である外部指導者派遣を継続しつつ、今後も指導は教師が行うという形で指導を推進してまいります。その中で活動計画の作成や休養日の設定など、適切な部活動の運営が推進できるよう指導してまいります。

次に、(4)、中学校部活動中で事故が起きた場合の本市の対応についての現状と今後の対応方針について伺いたいとのご質問にお答えいたします。部活動の事故につきましては、児童生徒や教職員の安全を確保することを第一に考えて対応しなければならないと認識しております。また、文科省の学校事故対応に関する指針に基づき、各学校では危機管理マニュアルを作成して対応しております。昨年本市において発生した部活動中の事故につきましても、学校は初期対応として生徒の安全確保と応急処置、救急車の要請や保護者への連絡等を行いました。また、市教委は事故翌日に学校で聞き取りを行い、情報の迅速な整理に努めました。事故調査委員会の設置につきましては、事故報告の内容や被害生徒からの要望等を踏まえ、設置の判断をしたところです。これは、一連の経過を反省評価し、今後の対応に生かしていきたいと考えております。今後も指針に基づいた対応を行い、児童生徒の生命と健康を最優先に考え、迅速

かつ適切な対応を行ってまいります。また、万が一重大事故が発生してしまったときは、発生原因の究明と説明、再発防止に向けた取り組み、専門家との連携等をしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

◇印南典子 議員◇

それでは、再質問させていただきます。

部活動指導員を導入されることも検討するということでございますけれども、その際にはどのようなことを行いますか。例えば調査を行う予定があるということであれば、どのような調査を行うのであるか、もしくはそういったことは行わないということであるのか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

現在部活動指導員は、本市では導入して現在やっております。

◇印南典子 議員◇

外部指導者ですよね。この外部指導者という現在の大田原市が導入しているものと、今回文科省が省令として出した部活動指導員というのは、基本的に違うところがあると思います。この部活動指導員というのは、この先生が顧問になることであるとか、それからこの先生のもとで事故等が起きたときの保証であるとか、そういったことが先生に準じて定められております。本市の外部指導員、そちらのほうはそのような扱いになっていらっしゃるのですか。

◆植竹福二 教育長◆

現在の部活動外部指導員は、その扱いにはなっておりません。しかし、今後そういった方面で検討していきたいと。ただ、今までは中体連の規約によりますと外部指導者は一切監督もしくはベンチには座れないと、そういうふうな規定になっておりますので、この規約の改正がありましたものですから、今後は中体連としてもそういった方面で検討して中学校の監督として大会の引率ができる、またベンチにも入れると、そういうふうになるかと思えます。

◇印南典子 議員◇

その部活動指導員を導入する際のことを先ほどお伺いしたのですが、そういった際にはどのような調査などを行って導入を実施していくのかということですか。ちょっとよくわかりにならないようですので、事例を1つご紹介させていただきますが、神奈川県では中学校、高等学校のスポーツ活動に関する調査、全135ペー

ジを調査しております。例えばこのような詳細な調査、アンケートなどを行う予定はおありですか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

まだその点については検討はしておりません。ただ、本市においては外部指導者は採用しようと思えますけれども、部活動指導員は採用しないで、あくまでも教員が部活動の顧問という形でやっていきたいと思っております。

◇印南典子 議員◇

それでは、今までどおり先生が部活動の顧問を引き続き続けていかれるという教育長のご答弁でしたけれども、教育長の冒頭に申されました県の職員の平均勤務時間、これが57.1%、6割が過労死ラインを越えているということですが、部活動指導員を顧問になさらず、どのような方法でこの数字を改善するお考えなのか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

部活動顧問の超過勤務等々につきましては、今後休みを入れていくと。今考えているのは、栃木県内でまだ教育長部会での検討事項であります。週1回の練習休み、それから第1日曜日と第3日曜日を休みにすると。現在大田原市では第3日曜日は全て部活動は中止となっております。

◇印南典子 議員◇

今のご答弁ですと、そうしますと現在は週1回のお休みも先生はとれていないということですか。今後週1回のお休みと第1、第3日曜日はお休みにしていく、そのうち第3日曜日は既にお休みになっていらっしゃる。週1回のお休みも導入していくということなのですか。先生はそうすると週1回お休みがとれていない。例えば2週に1休とかというのが現状なのでしょうか。

◆植竹福二 教育長◆

大田原市の場合は、週1回休んでいる学校とやっていない学校とありますので、今後私は全中学校9校に対して週1回の休みはとってくれと、そういうふうにご指示していきたいと思っております。やっているところとやっていないところ半々でございます。

◇印南典子 議員◇

そうであるということでありましたら、ぜひとも最低でも週に1回のお休みを早急に実現していただきまして、

この先生の過酷な残業を少しでも減らしていただいて、先生が健全な指導に立てるようにしていただきたいと思います。

それと、もう一つなのですけれども、この文科省の指針ではヒヤリハットの場合などの対応等も書いております。最近本市で起きたヒヤリハット事案等はおありですか、おありでしたらば教えていただきたいのですが、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

ヒヤリハットについての事象については、報告は受けておりません。

◇印南典子 議員◇

そうですか。それでは、私のほうからお話しさせていただきます。6月2日、金曜日、本市内の柔道部の道場で練習中の柔道部1年生同士の寝業の稽古の最中に、わざをかけられた生徒が首が痛いと言えない状態になりました。そこにその学校の教頭先生が駆けつけまして、けがというか、訴えが首から上であるので、これは動かしてはいけなと、救急車を即呼ばれたそうです。私のほうにはこのことをご心配なされた父兄の方からすぐに連絡が入りました。そして、私はその足ですぐその学校に伺い、教頭先生からお話を伺いました。教頭先生の賢明なご判断があって、すぐに病院に運ばれてこちらの生徒のけがは大したことなく、軽傷だったという報告を受けております。こういった報告は、このヒヤリハットというのは、とても重要なことで、こういうものが積み重なると重大事故になるということです。こういうことは、教育長のほうには報告が挙がらないのですか。6月2日のことです。お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

ヒヤリハットというものの観念についての個人差が私はあると思うのですけれども、確かにその件については報告を受けております。あと新聞社も駆けつけてきたと、記者も駆けつけてきたと、そのような報告は受けましたけれども、状況を確認すると突き指程度の、事故で言うと突き指程度で何ら問題はなかったと、すぐにまた活動に入れたと、次の日からです、そのような報告は受けております。

◇印南典子 議員◇

先ほど教育長のほうが、報告は受けていないということでしたので、私がこの事故の詳細をご説明したのですけれども、これは救急車が来たのですよね。そして、病院に行かれた。そして、心配したお母様が私のほうに

連絡を下された。私が聞いている範囲でございますけれども、これは見ていた方からですが、わざをかけてしまった子も1年生だったのです。その子が怖くなって、というのは恐らく去年の柔道事故のことがありますので、ということになってしまったのかということに泣きじゃくり、一時過呼吸を起こしたということです。ですので、事故の大小だけではなく、生徒児童に与えるその心理的なものもかなり大きかったのではないかとというふうに思います。

そこでお聞きしたいのですけれども、この事故の後、保護者などを集めてこの事故の説明等は学校のほうからはなされましたかどうか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

事故の概要を詳しく説明いたしますと、私も報告受けますので、寝業の練習で膝立ち、膝で立ってお互いに約束稽古で寝業に入ると、そのときにちょっと押さえ方が悪かったかどうか、首に痛みを感じたと、そういうふうに聞いております。学校の危機マニュアルでは首から上の痛みがあった場合には即救急車と、そういうマニュアルがありますので、顧問と教頭は救急車を手配したと、そういうことでございます。

◇印南典子 議員◇

ということは、保護者への説明はなされていないということではよろしいのでしょうか。このときには1年生しか道場にはいらっしやらなかったのです。2年生、3年生は宇都宮のほうに大会に行かれていたのです。ですから、この場に生徒がいなかった2、3年生のお母様も不安に思っいらっしやるとのことなのです。ですので、こういった場合には改めて、その何でもなかったということは次の日生徒が来ればわかることかもしれませんが、一応そのようなご報告を先生のほうから父兄のほうへしていただくこととご安心になるのではないのかなと思います。

それで、各学校のほうに先ほどのご答弁ですと危機管理マニュアルが存在するということですね。これは、いつごろつくられたものですか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

作成した時期については不明でありますけれども、各学校に危機管理マニュアルは全て常備してあります。

◇印南典子 議員◇

不明ということですので、最近つくられたものではないという理解でよろしいでしょうか。でしたら、この文科省の省令や今後の大田原の柔道事故の調査を踏まえ

て、こちらのマニュアルのほうは改定するお考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

私が知る限りでは、危機管理マニュアルについてはほとんどのものが網羅されておりますので、改めてつくり直すということは、指示はいたしません。

◇印南典子 議員◇

もう一度お伺いしますが、過去のことは網羅されていると思うのです。でも、この直近の省令に含まれていることであるとか、今回の調査委員会の調査結果とか、当然反映されていませんよね。それを踏まえての改定をするお考えがあるのかどうかということをお伺いしております。もう一度お願いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

今回の柔道の事故については、首から上ということですぐ救急車を呼びましたけれども、今までのある危機マニュアルには全て首から上の事故については、何があろうとも救急車を手配して医者にかけるというふうに網羅されておりますので、今後もそのとおりにやっていきたいと思っております。

◇印南典子 議員◇

その具体的な損傷箇所による対応ということのみならず、その事故が起きた最初の段階であるとか、それから防止の段階であるとか、そういったことも含めての改定というふうにお伺いしているのですけれども、そういったこともそのマニュアルのほうには今現在と同じような内容で書かれているのですか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

危機管理マニュアルについては、そういう子供の事故、それから災害、それからその他のもろもろのこと、事件について対応の仕方が書いてあります。決めてありますので、学校事故、子供の事故だけではございません。

◇印南典子 議員◇

それでは、改定のお考えはないということではよろしいのでしょうか。では、そうしましたらばどうして今後の再発防止をしていくのかということが疑問に思うのですけれども、その点は教育長としてはどのようにお考えですか、お伺いいたします。

◆植竹福二 教育長◆

どんなささいな事故でも学校においては子供の事件、事故はあってはならないというのが基本でありますので、その点を今後も徹底していきたいと思っております。

◇印南典子 議員◇

すみません。時間が迫ってしまって、次の質問もありますので、最後に部活動の本来の目的は生徒児童の心身を健全にはぐくむことです。それが時に熱心さの余り強くなること、勝つことに重きを置いてしまいそうになります。そして、それが重篤事故の原因にもつながっています。今回の事故のようなつらく悲しい事故が二度と繰り返されないように、本市が今よりもなお一層の努力をされることを強く望みます。そして、この質問の最後に過去にお子さんが部活動事故に遭われたお母さんのお言葉をお伝えいたします。

私たち家族が、子供が遭ってしまった事故を思うとき、何が一番つらく悲しいか、それは事故を思い出すことではありません。事故そのものに触れることをタブー視され、人々の記憶から忘れ去られ、風化していくことです。どうか、忘れないでください。そして、いつまでも、いつでも大きな事故が起こる危険性を考えて指導に当たり、再発防止に努めてください。それが私たち家族の心からの切なる願いです。どうか、職員の皆さん、この切なるお母さんの気持ちに寄り添い、小さな声に耳を傾け、今後の本市の部活動に生かしてくださりますようお願いいたします。次回の質問に移らせていただきます。



② 本市における竹の有効活用・資源化について

春と言えば桜の花、そして山菜やタケノコと言った春の味覚を思い浮かべます。私などは食べるのが大好きなので、花より団子、この春もおいしいタケノコ料理の数々を堪能させていただきました。ですが、そのおいしいタケノコも放っておけばすぐに立派な竹になってしまいます。あえてなってしまいますという言い回しをさせていただいたのにはわけがあります。近年この国の竹林の多くが手入れや管理ができないまま放置され、荒廃竹林、竹公害などと呼ばれている現状を知り、何か方策はないかと考えさせられます。原因として考えられるのが竹林の所有者の高齢化により、重労働である竹林の管理ができなくなっていること、また竹産業の拠点が人件費の安い海外に移転し、国内製品の需要が激減してしまったことが挙げられます。もちろん本市も例外ではないと思います。

その理由として、事例を1つお話しさせていただきます。市内に世代間交流喫茶、いってみっけという団体があり、主に元気な高齢者が集まりさまざまなボランティア活動を行っています。例えば前回私がお話しさせていただいた市内の子供食堂のボランティアや、フードバンク活動などもこの方たちのお力によるところが大きいのです。そのいってみっけの中で有志がつくっている竹とり翁の会という会がございます。その竹とり翁の会の活動を事例としてご紹介させていただきます。主な活動として市内で放置され荒れてしまった竹林の伐採処分を実費のみで引き受けているというものです。きっかけは、あの東日本大震災の後、タケノコをとる人が減り、それまで竹をとってくれている人がいるおかげで何とか維持管理していた竹林が荒れ果て、どうにも手の施しようがなくなってしまっていて困り果てた所有者であるご高齢のおばあちゃんからの相談でした。とりあえず現地を見に行くと、根詰まりして行き場をなくした竹が雨家の天井を突き破り、その上母屋の床下はまるでとぐろを巻いた蛇のような状態の竹が埋め尽くし、今にも床を突き抜けそうな勢いだったということです。それ以来、年に数件そのような相談に応じて、竹の伐採、処分をボランティアで行ってくださっております。私有地なので、市に相談するのもはばかられ、自分たちで何とかしなくてはならないということです。竹とり翁の会では、伐採した竹で竹炭を焼いて、それを安価で販売し、活動資金などに充てているということです。とても伐採した竹を使い切るなどできないということです。何せ1カ所の伐採で最低でも100本単位の竹が出てしまうのですから当然です。では、残っ

た竹はどうしているかというと、市内の業者から1回4万円程度で粉碎する機械を借りて、その場でチップにしたり、その費用が出せない方は、その場に放置するしかないということです。その場合、放置された竹が分解される期間は10年を優に越えてかかるそうです。また、他市にある竹を粉末にし、農業用の肥料をつくる会社に引き取ってもらったりもしているそうです。

そこで、この問題を根本的に解決する方法はないかと調べてみました。ここからは、問題をクリアすれば実現可能な夢のお話です。今でこそ竹公害などと不名誉な呼ばれ方をされている竹ですが、竹にはさまざまなすぐれた特性があります。例えば耐摩耗性、断熱性能、抗菌抗酸化効果、ガス吸着分解性能、消臭効果、抗菌防かび性、害虫忌避効果、抗ウイルス効果など、まだまだあります。この竹の性質を最大限に生かし、竹を使い6次産業化を起こし、その拠点を本市の廃校跡地や未利用施設を利用して集約できれば新たな産業が生まれ、若者の雇用も発生し、またこの竹公害の問題も解決します。また、本市には人間国宝の竹工芸家の先生も住まわれていることですので、国内外から竹の工芸や産業に関心がある方々が集まってくれば、移住定住促進にもつながるのではないのでしょうか。また、海外のインバウンド、旅行者の方はすっくと伸びた美しい日本の竹林を大変好まれるようで、観光にも一役買ってくれるのではないかと考えました。私は、仮にこれをかぐや姫プロジェクトというふうに名づけました。と大きな夢を語ってしまいましたが、夢どころではなく、この竹で本当に困っている市民を何とか救済しなくてはならないと思います。

そこでお伺いします。(1)、本市の竹林の管理状況についてお伺いいたします。

(2)、本市の竹の有効利用・資源化に対する取り組みについて現状を伺います。

(3)、本市の竹の有効利用・資源化に対する今後の取り組みについてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

◆津久井富雄 市長◆

質問事項2、本市における竹の有効活用・資源化についてのうち、(1)、本市の竹林の管理状況についてのご質問にお答えをいたします。現在日本の多くの竹林が荒廃し、その管理のありようについてのニュースや記事等を目にするのもございますが、本市におきましては竹林の管理、または宅地や農地への侵入林等につきましては、

土地所有者みずからが対策を講じていると推察されたため、特に大きな苦情等は現在市のほうには寄せられておりませんが、やはり議員ご指摘のような現象というのは起きているのも事実かと思えます。また、市内の民有林の整備と保全の方策を定めた大田原市森林整備計画にも竹林の利活用については想定をしていないため、管理状況は現在のところ残念なところ把握しておりません。

また、次、(2)の本市の竹の有効利用・資源化に対する取り組みの現状についてのご質問及び(3)の本市の竹の有効利用・資源化に対する今後の取り組みについてのご質問では関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。ご提言がありましたかぐや姫プロジェクト、大変すばらしい提案だと思って関心しております。本市におきましては、現時点では他自治体での取り組みや研究、報告等の情報収集のほか、具体的な竹の有効利用・資源化に対する取り組みは行っておりません。しかしながら、竹は植物の中でも成長力が早く、循環性資源であるという特性を活用することで環境に負担をかけない、そして持続可能なすばらしい再生資源となる可能性を秘めております。また、パウダー状にした竹粉パウダーにはオーガニックな野菜づくりに適した園芸用土壌改良材として有用であるとの実用結果も出されているようですので、本市が進めておりますバイオマス産業都市構想において取り組める素材であるかどうかなど、近隣市町の状況も調査をしながら、積極的に研究を進めることも価値があるのではないかと考えております。あわせて繁茂や拡大による邪魔者扱いされている侵入竹が減少するのであれば、宅地や農地の保全対策にもつながりますので、今後竹の有効利用・資源化について積極的に研究してまいりたいと考えております。ご理解のほどお願いいたします。

◇印南典子 議員◇

市長、ご答弁ありがとうございました。

先ほど私が申し上げたかぐや姫プロジェクトですけれども、これは私のオリジナルアイデアではありません。ネーミングは私ですけれども、先進事例がございます。福島県埴町、こちらのほうは官民学を連携して竹パウダーを使い肥料を製造しております。それで、これには地方創生拠点交付金を利用しております。また、三重県四日市市でもこの竹パウダーを飼料、鳥、卵を産む養鶏の飼料に使って、ここに特殊な菌をまぜるということなのですけれども、今まで輸入に頼っていた飼料の半分、50%削減が見えてきているということです。ですので、大田原市がこの竹を循環型のエネルギー、バイオマスエネルギーというふうにお考えであるのであれば、研修をされるということでしたら、ぜひともこのような先進事例などもあわせてご研究をなさって前向きに検討させていただきたいとお願い申し上げます。

最後に、大田原市がさらにもっとさまざまな可能性を模索し続け、市民に寄り添い、高齢者には安心を、若者子育て世代には実現可能な夢と希望を持ち続けられる持続可能なまちづくりを実現することをお願いいたします。私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。



2017年8月26日発行

いんなみのりこと共に歩む会

いんなみのりこと共に歩む会会長 二見令子

事務所：大田原市町島 200-39

TEL：080-5697-8581

<http://innami-noriko.info/>

いんなみのりこ

